大阪府緊急事態措置の概要

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 今和2年4月7日から令和2年5月6日
- ③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

- ●<u>外出自粛の要請</u>(特措法第45条第1項) <u>府民に対し、</u>医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な 場合を除き、<u>外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を</u> 強く要請。
- ●<u>イベントの開催自粛の要請</u>(特措法第24条第9項) <u>イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請</u>。

外出自粛要請(特措法第45条第1項)

- ▶ 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- ▶ 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

【生活の維持に必要な場合(例)】

- ※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提
- ○物資調達・・・生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し
- ○健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- ○仕事・・・・・職場への出勤
 - ⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請。 感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- ○その他・・・銀行、役所など

イベントの開催自粛要請(特措法第24条第9項)

> イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

【自粛を要請する内容】

○開催規模:大小を問わない

○場所:屋内、屋外を問わない

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

祭礼・地域行事、文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、 催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要な ものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請